

氏名(本籍)	李 暢
学位の種類	博士(情報学)
学位記番号	博甲第 7185 号
学位授与年月日	平成 27 年 1 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	中国の職務著作権制度の課題と展望
主査	筑波大学 教授 博士(法律学) 松縄正登
副査	筑波大学 教授 博士(文学) 綿抜豊昭
副査	筑波大学 教授 工学修士 西岡貞一
副査	筑波大学 教授 博士(文学) 松本浩一
副査	東京工業大学 教授 工学修士 田中義敏

論文の要旨 (2,000字程度)

本論文は、中国の職務著作権制度について、日本の職務著作権制度や世界の著作権制度と比較法的な検討を加えることによって、その制度のもつ課題を浮き彫りにするとともに、その解決策を提案したものである。中国の職務著作物には、法人著作物、一般職務著作物、特殊職務著作物という三種類の職務著作物が存在するため、職務著作権が複雑化し、係争事件等が多発している。本研究はこの問題点について論究を加えている。本論文は、7章で構成されており、加えて、中国著作権法他の関連法規等を付録として含めている。以下、各章について説明する。

第1章では、研究背景として、中国における職務に関する著作権制度の概要について述べ、そこで用いられる職務に関する著作物である法人著作物、一般職務著作物及び特殊職務著作物等に関する先行研究について触れ、本論文で述べる研究の位置づけを行っている。

第2章では、基礎的研究として中国著作権法の特徴について、法趣旨、法理念、職務に関する著作権の保護制度等の内容を調査するとともに、中国著作権法における著作者人格権と著作財産権について検討し、その全体像の把握を行っている。

第3章では、法人著作物、一般職務著作物及び特殊職務著作物について、法理念、法規定、法的要件職務に関する著作物相互の識別性と現状について、四つの裁判事例を精査することにより、問題点の抽出を行っている。問題点として、(a)裁判所の判断基準はきわめて曖昧であること、(b)職務に関する著作物の定義が、法人著作物、一般職務著作物と特殊職務著作物の三種類が存在し、それらの境界が明確化していないこと、等の指摘を行っている。

第4章では、世界主要国の職務著作権制度について、国際条約における職務に関する著作物の規

定、世界各国の職務著作権制度の法理念、実施状況、及び国際法における学説等について調査を行っている。職務に関する著作物の保護規定は、世界各国の法律により様々なものがあり、それぞれに特色がある。著作権保護の観点から、世界の法体系は主に大陸法と英米法の二種類に分けられるが、職務上の著作物の保護対象には、著作者人格権と著作財産権があり、大陸法と英米法ではそれらの扱いを異にしている。本章では、世界の法体系における職務著作物の保護の状況を明らかにするため、大陸法系の国としてドイツ、フランスについて調査し、英米法系の国としてアメリカ、イギリスについて調査している。さらにそれらとの比較として日本と中国の職務著作権制度を取り上げ、法令、事例等を中心として比較法的な検討を行っている。

第5章では、中国の職務著作物の権利帰属について、著作者人格権と著作財産権の面から検討を加えている。本論文では、中国の職務著作物については、大陸法系と英米法系双方の相反する特徴を内在することにより、結果として、自然人著作者の権利保護が弱体化していることがいえる。結論として、著作者人格権については自然人著作者のみが共有すべきであり、自然人の著作者による直接的な創作活動のみが、著作者として認められる基本的な要件であるとしている。また、特殊職務著作物の規定では自然人著作者の権利が曖昧化しているといえとし、職務著作権制度は法趣旨、著作者人格権と著作財産権に関する権利帰属の観点からみても、法改正を行うことが必要であるとの結論を得ている。

第6章では、中国の職務著作権制度に関する学説を検討した上で、独自の中国著作権法の改正案を提案している。中国は大陸法系の国として、自然人著作者の権利保護を最大限に重視すべきである。職務に関する著作物の創作過程における物質的な条件は、ほとんどの場合、法人等から提供されるものであるから、自然人の著作権については部分的な制限が必要であるとともに、中国著作権法では、「精神的文明」を促進するための著作者人格権と、「物質的文明」を発展させるための著作財産権の保護も重要である。つまり、法改正においては、自然人著作者の権利と法人の利益の均衡を図ることが求められるといえる。そこで、それらの考察を基に、中国の職務著作権制度の改正について提案を行った。改正案の要旨は以下のとおりである。三種類ある職務著作物を整理して、一つにする。そのため、①「法人等を著作者とみなす」という規定（現行法11条3項・4項）を削除する。②「国民が法人又はその他の機関の業務遂行において、著作者の発意に基づき、勤務先の業務内容に関連する著作物は職務著作である」とする（現行法16条1項・2項の差し替えと3項の追加）。③著作者人格権と著作財産権は自然人著作者が享有する。しかし、同時に法人等の利益も考え、自然人著作者と法人等は、契約や勤務規則等を通じて著作物を使用することができるようにし、経済の発展とともに、人材の流動化が拡大するため、転職した後の著作物の権利帰属については、自然人著作者と法人の間に契約や、勤務規則による（16条4項の追加）こととする。

第7章は結論であり、本研究のまとめと今後の課題等について述べている。本文に加えて、本論文で参照した関連法規等をまとめて付録として加えている。

審 査 の 要 旨 (2,000字以上)

【批評】

職務に関する著作権制度は、法人等に属する従業者等がその職務上において作成した著作物の保護を図る制度である。中国では、法人等の従業者等により作成された著作物の著作権が使用者である法人等に帰属する場合の著作物（法人著作物）と著作物の作成者である従業者等に帰属する場合の職務に関する著作物（職務著作物）が存在する（中国著作権法 11 条、16 条）。さらに、「職務著作物」は、「一般職務著作物」と「特殊職務著作物」とに分けられる。すなわち、中国著作権法では、職務に関する著作物が合計三種類存在することになる。これにより、従業者等が作成した職務に関する著作物が上記三種類のうちのどの著作物に該当するのかを厳格に認定する必要が生じるが、現実にはその認定の根拠となる法的規準が曖昧となっている。そのため著作物の権利帰属を巡る紛争等が生じ、訴訟事件まで発展するケースが増えている。そこで、中国の国情に合わせるとともに、世界の著作権に関する保護動向を考慮した上で、中国の現状に合う著作権法の改正を行うことが望まれる。本研究は、そのような現状を踏まえた問題意識に基づいて進められたものである。

第 1 章では、以上のような問題意識が述べられ、第 2 章では、この問題意識のもとに、基礎的研究として現行中国著作権法について、法趣旨、法理念、職務に関する著作権の保護制度等の内容を調査するとともに、同法における著作者人格権と著作財産権について調査し、その全体像の把握を行っている。さらに、先行研究について詳しい調査を行っている。これらの記述から本論文の背景、基礎となるこれまでの研究や関連事項についての状況を正確に把握することができる。

第 3 章では、中国の職務著作権制度の根幹である法人著作物、一般職務著作物及び特殊職務著作物という三種類の職務著作物について、法理念、法解釈、法運用の現状把握と、現実に発生している裁判事例の抽出と調査を行い、中国の職務著作物に係る問題点の抽出を行っている。

第 4 章では、世界主要国の職務著作権制度について、広範な調査を行い、中国の職務著作権制度への示唆を探っている。すなわち、ベルヌ条約、万国著作権条約等の国際条約における職務著作権規定、世界各国の職務著作権規定について、法理念、法内容、実施状況や学説等について調査を行っている。職務著作権規定は、国際法、世界各国の法律により様々なものがあり、それぞれに特色がある。著作権保護の観点から、世界の法体系は主に大陸法と英米法の二種類に分けられる。さらに、著作権には、著作者人格権と著作財産権があり、大陸法と英米法ではそれらの扱いを異にしている。本章では、世界の法体系における職務著作物の保護の状況を明らかにするため、大陸法系の代表的な国としてドイツ、フランスについて調査し、英米法系の代表国としてアメリカ、イギリスを選び調査を行っている。これらの 4 カ国を調査すれば、世界における職務著作権制度の特徴を捉えるためには、十分である。さらに比較するために、日本の職務著作権制度を取り上げ、法理念、法解釈、法運用と事例等について比較法的な検討を行っている。さらに、それらの各法制度と中国の職務著作権制度とを詳細に対比し検討していることは、これまでの研究にない新しい記述である。

すなわち、本研究の新しさは、現行の中国著作権法における職務著作権制度に関する先行研究、学説、裁判事例と国際的な著作権法制度等を比較法的に検討し、それらに基づいて、中国の職務著作権制度のもつ課題を正確に把握し、総合的な観点から問題点の浮き彫りを正確に行った点にある。

第 5 章では、以上の調査結果に基づいて、中国の職務著作権制度のもつ問題点について検討を加え、その問題点を解決するための方策について考察を行っている。この総合的な観点から行った考

察は、第 6 章における有意義な法改正の提案に繋がるものである。

すなわち、第 6 章では、さらに、現行の中国の職務著作権制度に関する学説等を検討した上で、独自の中国著作権法における職務著作権制度の改正案を提案している。中国は大陸法系の国として、自然人の著作者の権利保護を最大限に重視すべきであるが、職務に関する著作物の創作過程における物質的な条件は、ほとんどの場合、法人等から提供されるものであるから、自然人の著作権は一部制限される必要もあると考えられること、中国著作権法では、「精神的文明」を促進するための著作人格権と、「物質的文明」を発展させるための著作財産権のどちらの保護も重視されている。つまり、法改正においても自然人著作者の権利と法人の利益のバランスを図ることが求められているとし、それらの方針にしたがって、中国の職務著作権制度の改正について提案を行っている。改正案の要旨は以下のとおりである。三種類ある職務著作物を整理して、一つにする。そのため、①「法人等を著作者とみなす」という規定（現行法 11 条 3 項・4 項）を削除する。②「国民が法人又はその他の機関の業務遂行において、著作者の発意に基づき、勤務先の業務内容に関連する著作物は職務著作である」とする（現行法 16 条 1 項・2 項の差し替えと 3 項の追加）。③著作人格権と著作財産権は自然人著作者が享有する。しかし、同時に法人等の利益も考え、自然人著作者と法人等は、契約や勤務規則等を通じて著作物を使用することができるようにし、経済の発展とともに、人材の流動化が拡大するため、転職した後の著作物の権利帰属については、自然人著作者と法人の間に契約や、勤務規則による（16 条 4 項の追加）こととする。これらの法改正に係る提案は、これまでにない新しいものであり、問題点を解決するための適切なものであると高く評価できる。

第 7 章は結論であり、本研究のまとめと今後の課題等について述べている。

本論文は、中国の職務著作権制度に関し、中国著作権法の法趣旨、法解釈、裁判事例及び国際法的な観点より検討を行い、その検討結果に基づいて、中国著作権法の改正案を提案したものである。中国の職務著作権制度の課題と展望という難題に取り組み、新しい独自の解決策を見いだしているという点は高く評価できる。なお、今後、中国の職務著作権制度において、国情に合わせた法人等と従業者との勤務規則の制定上の問題など、法制度上さらに検討する余地があり、さらなる研究の展開が期待される。

以上を総合して、本論文は現行の中国の職務著作権制度の問題点を解消すべきであるという問題意識に基づき有用な提案を行った研究であり、学位論文として十分な内容をもつものと判断される。

【最終試験結果】

平成 27 年 1 月 6 日、図書館情報メディア研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、「図書館情報メディア研究科博士後期課程（課程博士）の学位論文審査に関する内規」第 23 条第 3 項に基づく最終試験を行い、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

【結論】

よって、著者は博士（情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認められる。